

令和 2 年

亀山市教育委員会 1 2 月定例会会議録

亀山市教育委員会 1 2 月定例会会議録

1. 日 時

令和2年12月22日（火）午前9時30分開会

2. 場 所

亀山市役所西庁舎3階 第7会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	大 萱 宗 靖
2 番委員	若 林 喜美代
3 番委員	宮 村 由 久
4 番委員	太 田 淳 子

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長	大 泉 明 彦
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	高 宮 綾 子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	武 内 早奈美
生涯学習課副参事（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	小 坂 博 文
教育総務課主幹（兼）施設・保健給食グループリーダー（以下施設GLという。）	渡 邊 尚 也
子ども未来課（少子化対策担当）参事（兼）子ども未来課長（以下参事子課長という。）	豊 田 達 也
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

1 番委員 (大 萱 宗 靖 委員)

2 番委員 (若 林 喜美代 委員)

7. 会議録の承認 (第8回臨時会)

承認

8. 教育長報告

教育長 (令和2年12月定例会教育長報告に基づき報告)
(質問はなく、教育長報告を終わる。)
ここで12月市議会定例会の報告をお願いします。

教育部長、参事生課長 (令和2年12月亀山市議会定例会報告)
(質問はなく、教育長報告を終わる。)

9. 議事

教育長 議案第66号「亀山市就学援助費交付要綱の一部改正について」
を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第66号「亀山市就学援助費交付要綱の一部改正について」
であります。学校給食費を公会計化するにあたり、給食費の保護
者負担金に係る歳入が一般会計に組み込まれることから、就学援
助費(給食費)の交付方法を、直接または委任状により学校長経
由で保護者に支払う方法から、市の歳出(扶助費)から市の歳入
(給食費負担金)に振替える方法に変更し、給食費の徴収コスト
と滞納の抑制を図るため、亀山市就学援助交付要綱を一部改正す
ることについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきま
しては教育総務課長が説明します。

総務課長 (資料に基づき説明)

若林委員 対象となる児童生徒数を教えてください。

総務課長 12月支払い分の実績ですが、小学校で199名、中学校で
129名です。

教育長 就学援助を受けている場合、給食費が公費から出されるのです

が、一旦学校を経由して保護者に渡っていたが、公会計化になると最初から給食費を引いておくというものです。

(ほかに質問はなく、議案第66号は可決される。)

10. 協議事項

教育長 協議事項1「令和2年度学校給食の在り方にかかる検討について」説明を求める。

総務課長 (資料に基づき説明)

宮村委員 1点目は、アンケート結果概要の全体の修正分をいただいて読ませてもらったが、結果概要の最後に書いてあるように、この結果だけをもって方向性を判断することは出来ないと考えられるとあり、それは理解できるのだが、市民からの貴重なご意見ですので十分吟味する必要があるが、分かりにくい部分がある。アンケートの結果概要の5ページで、下表のように小学校6年生ではとなっており、その部分は下表で確認できるが、中学2年生では、の部分は下表では確認できない。全てのアンケート結果の表番号を書いておいた方が分かりやすい。表と説明文が一致していないため、引用した数字の部分を明記すると見やすい。

教育長 分かりやすいように修正してください。

宮村委員 3ページで、令和2年度10月実施のアンケート結果で小学6年生の67.1パーセント、中学生2年生の保護者の56.2%が問題があると感じていると書いてあるが、6ページには中学生の保護者の56.8%が問題があると回答しているとあり、この違いは何か。亀中、中部中はデリバリーで関中は給食である。完全給食を実施している関中ではデリバリー給食に対して問題がある等の意識は少ないと思う。関中を除いた亀中、中部中では保護者が違和感を持っている方が多いのではないかと思う。この段階で難しいと書いていくのは無理があるのではないか。文章では改めて違和感があった。

教育長 数字についてはどちらが正しいのか。

総務課長 確認させていただきます。

教育長 3ページの、そのものを課題とすることはむずかしいと考えられます、との文章で、こう言い切れるだけのデータが整合してい

るか。

教育部長

亀山中学校、中部中学校の保護者については問題意識が高く、関中学校区についてはあまり問題意識として捉えていません。課題意識ということであれば問題視されているところと現状で満足していただいているところがありますので、アンケートの質問としては問題があるかどうかについて比較する、給食提供方法が分かれていることへの意識ですので、それそのものの是非を問うことは難しいためこのような表現となりました。そこまで踏み込まずにこのような結果が出ましたというところにとどめておくのも1つだと思います。

宮村委員

同一の方式にするかしないか、まだそこまで議論を進めることについては早いのではないか。

教育長

2ページ3ページは現行の給食提供方法を説明しているだけなので、踏み込んだ、考察するようなことは、差し控える表現に変えるということによろしいか。

教育委員

はい。

宮村委員

4ページでは事務方が考えられる強みの整理をしたということだが、自宅からの弁当の部分でバーが入っているが、これは強みも弱みも判断できないということと捉えた。食を通した家族との絆の可能性についても、自校方式とセンター方式の部分にバーが入ってもいいのではないか。自宅からの弁当とデリバリーは性格的に違う為、比べるのは非常に難しいと思う。

強みを整理したということだが、逆を読めば、丸が付いていない部分は弱みといえるが、私自身、明確に弱みとは判断できないところもあったので、三角もありだと思う。異物混入などの対処、アレルギー対応についてセンター方式は空欄だが、対応できないのかということそうではない。この整理の仕方がよいのか疑問である。

教育長

表のまとめ方そのもののご意見をいただきましたが、他にありますか。

教育部長

最初は丸と三角とバツで考えていましたが、なにをもって決められるのかその根拠が示せず感覚的などころもありますので、空欄のところは弱みということではなく、あくまでも強みをピックアップするという形です。

宮村委員 これは事務方の参考資料とした方がよい。
教育長 事務局作成の参考資料と書いておいた方がよい。
教育部長 事務局として整理をさせていただいたものでありますが、こ
 ここで数が多いから良いというのではなく、現状そのものとしてどう
 いうものが挙げられるかということです。例えばデリバリーに関
 して実施する側、行政側としては大変助かる部分がありますが、
 しかし給食としてどうなのかというところは一律に実施する側の
 メリット、子供側のメリットが一律ではなく、具体的に示せない
 ので、あくまでも強みとして定義することについてはこのような
 形でお示しするのは事務局が作ったものだということではなく、
 教育委員会として認めていただいたものとさせていただきたいと
 思っております。

教育長 表なのでタイトルを付け、「参考」とする。丸が多いから進め
 ていこうとするようなものではなく、現状の提供方法について記
 載しているだけだということですね。

若林委員 バーの説明は入れないのか。
教育部長 該当しない、判断できないという形で、表の下に入れさせてい
 ただきます。

宮村委員 上3つの項目の自宅からの弁当については追加でバーが入ると
 思ったが。

教育部長 栄養バランス、カロリーについては、嗜好が入りますので安定
 性が無いということがあります。地域食材に関しては、お弁当だ
 と入りづらいとわかっていますのでこのような答えになっており
 ます。衛生管理につきましては、衛生管理しているかどうかだけ
 ではなく、それに関しての責任所在がはっきりしているかどうか
 になります。家でそれを求めるのもどうかと思われるので、
 あえて強みという表現はしていません。

宮村委員 地域食材について、かめやまっ子給食の時はそのような食材を
 使いましようとなっているが、普段の給食でそこまで地元食材を
 使用できているのか。

総務課長 かめやまっ子給食の時の亀山産は、使用したいものを発注して
 おります。通常の給食では、産地を特定することはないです。

教育長 いいえ、全て産地は分かっており業者からの納入の際に明記さ
 れています。契約時にできるだけ地域産を使用することとなって

います。県内産が難しければ国内産と契約書に明記されています。市内産が難しければ県内産とするよう努めるように契約を行っている。違いますか。

総務課長

その通りです。

宮村委員

給食センターの運営は、直営ですか。

総務課長

直営です。

宮村委員

最後の項目、民間力の活用について、センター方式は民間への活用もできると思いますが。

教育部長

今直営で行っていますが、民間活用も検討可能であると思います。

若林委員

検討についての3ページ、どのような給食が良いか（複数回答可）と書いてある部分に数字が並んでいるが、複数回答であるがために分かりにくいので計算をし直して100%にするような形でここにあてはめているのか。2箇所以外は元のアンケートのどこを見ても数字が見当たらないので、そうなのかと思った。もしそうであればそのように説明すべきではないのか。このかたまりをまとめている言葉が、関中学校区では小学校のような給食を高い割合で望んでいる一方で、亀中・中部中学校区では現行の弁当またはデリバリー給食との選択制を望む生徒とその保護者も一定数占めており、とある。給食提供方法の捉え方が一律でないことがうかがえますとあり、上段の数字とこのまとめ方と照らすと違和感がある。一定数占めておりの部分にも違和感がある。現状で止めておく方が誤解がないのかと思う。

総務課長

3ページ真ん中の数字の件ですが、100%換算をした値です。回答数に占めるそれを選んだ割合で、全体では見ていません。

若林委員

それが可能なアンケートなのか。1番に選んだのがこれで、2番に選んだものがこれだということが分からないのであれば、このようなことをしていいのか。

教育長

3ページ全体が荒っぽいので、全面修正をお願いします。

教育部長

数字についてはアンケートの実際の数字で示すこと、現行のものを示したものであるため考察的なことは避けるということで修正させていただきます。

太田委員

4ページの表の中での記述として後のほうがいいがあるので、喫食率について、結果概要の中でもある残食については学校の給

食の実情で70パーセント以上がおおむね完食しているが弁当については完食が多いとのこと。センター方式、自校方式、デリバリーであっても栄養が多いものを提供しても残食が多いといけないと思うので、残食についての記載をしてはどうか。給食を提供するにあたって、配膳する時間なども考えると食べる時間が少なくなっていると思いますので、やはり自宅からの弁当は魅力的だと思います。バーを付ける付けないについて、私は、食を通じた家族との絆の可能性にバーは必要ではないと思います。

教育部長 残食傾向については、可能であれば入れたいと思います。喫食時間については、調理から喫食までの時間、配膳の簡易さという2つの項目を取り上げているのでそこから読み取れるのではないかと思います。それを1つの項目として入れると重複する部分も出るのではないかと思います。

教育長 増やす項目について残食の量を入れるということによろしいか。
教育委員 はい。

教育長 喫食時間はどうか。

若林委員 喫食時間となると、食べるのが早ければよいのか遅ければダメなのかということになる。ある程度余裕をもって食べれる時間が準備されていればよい訳で、配膳の簡易さに関わってくる部分だと思うので喫食時間は入れなくてもよいと思う。

教育長 食を通じた家族との絆の可能性について、バーは必要だと思いますか。

大萱委員 バーを付けるか三角にするかの問題はどうなったのか。

教育長 事務局は判断基準をきめ細かく設定すれば三角やバツも付くが、ここでは強みというものに参考までに丸をし、性質の違うものにバーを入れたものである。

大萱委員 バーはこの土俵にのらないということですね。

教育長 バーの説明は下に入れてもらいます。

大萱委員 バーについてだが、お弁当にしか付いていないが、施設等の面でバーになってくると思うが、バーの質問内容を下に詰め、アレルギー対応や食材の発注や事務の簡素化を上の方に上げたほうが分かりやすいと思う。弁当のバーに斜め斜線を入れておくとよいかと思う。空白が三角に思えてしまう。内容としても、保温・保冷性でデリバリーが丸になっている。

- 総務課長 デリバリーは、保温性、保冷性に適した容器で運んでいますので、丸を付けさせていただきます。
- 大萱委員
教育部長 保温性、保冷性が悪いのでそうしているのですよね。
- 当然、自校方式は調理場から教室までなので当たり前ですが、デリバリーに丸をつけたのは、センター方式については特に保冷、保温のための特別な仕様の運搬はしていませんので、現行としてはこういう状態ですという意味で自校方式やデリバリーについては強みとしてお示しさせていただきました。
- 大萱委員 センター方式でこのような保冷や保温は考えていないということか。
- 教育長 現行のことだけをマークするため、センターは民間の力を使っていないから丸を取る。できる可能性を表にしたのではなく、現行を整理しただけということです。
- 大萱委員 分かりました。今後やっていくにおいては工夫が出来るということですね。
- 宮村委員 弁当とデリバリーを含めた給食の強みを整理するのも1つあり、弁当との比較をしない、センター方式と自校式の強みは何かの、そのような整理をしてほしい。食材の発注・事務の簡素化について、弁当は発注しなくてもよいため有利であるが、弁当の材料を買いに行かなければならないため手間がかかる。それを同じ土俵で比べること自体がおかしい。食材の発注が、デリバリーと自校方式とセンター方式でどうなのかというのなら分かる。
- 大萱委員 今の強みはだいたい分かっているため、今後やる上でどういったことがいいのか、メリットとデメリットで整理したほうが良いと思う。
- 教育長 入れようと思えば入れられますが、現行を整理するときの1つの資料として入れただけです。
- 教育長 6ページの表をどうしていくかということですが、各方式別に強みを文章表現する方法もありますが、表をここへ載せていく方向でよいかご意見いただけますか。今後の部分で、メリット、デメリットを書いても良いですが。
- 大萱委員 今後について考えていく中で現行の状況として載せる分には良いと思うが、次に進めていく中でスペースをとる気がしますが、皆さんに分かりやすいものであればいいと思う。

- 若林委員 これを何のために載せるのかです。これを読まれた方が自校式、センター方式が分かりにくいから説明するためには載せるべきだと思いますし、分かっている者にとってはこれを見なくてもイメージが出来る。誰のために何のために載せるものなのかをはっきりすれば載せてもらうのは構わないです。
- 太田委員 私は載せてもらった方が良いと思います。文章で説明されるよりも見やすいというのがあるので、客観的に見える資料がある方が良いと思う。丸やバーの基準ははっきりしていた方が良いと思いますが。
- 宮村委員 現行を表しているのによいと思うが、表の整理はした方がよいと思う。
- 教育長 整理、工夫をし、タイトル、注意書きを付けて載せていくということで修正をお願いします。
- 総務課長
教育長 (資料の続き 6 ページ以降を説明)
 公共施設については、総合管理計画で長寿命化を図りつつ数十年を目標として使っていくということである。そこに給食室が校舎と一体的に建設されたものがありますので、更新時期は課題として踏まえていかなければいけないということで、この報告があります。別表の野登小学校では令和 2 年以前に給食室とあるがこれを説明してください。
- 教育部長 見方について、今年度以前に公共施設白書では更新時期を迎えていると示されたものです。現時点で更新を検討する時期であることを示しています。公共施設白書の方に示されたものだけを挙げていますので、学校によっては本来給食室があるのですが、そういった表記が無いものは掲載していません。
- 教育長 2012年に作成された更新時期で、鉄筋コンクリートは47年、鉄骨構造は34年、木造は22年、これらをそのあとの総合管理計画では、耐震や長寿命化の工事を行い60年以上持たせるといっています。例えば野登小はどれにあたりますか。
- 総務課長
教育長 鉄筋コンクリートにあたります。
 鉄筋コンクリートの47年経っているのが、野登小給食室の2012年ですね。そうすると、60年持たせようと思うとあと13年の2025年まで持って60年という解釈ですね。
- 教育部長 60年というのは必要な補修、改修等を行って長寿命化を図っ

たうえでの60年ですので、すべての作業が終わっているわけではなく、あくまでも公共施設白書ではこのように示されていますということを示させていただきました。

教育長 2020年までに更新時期が来ているからといって、一切手を付けていない訳ではない。亀中では、2棟が2013年となっており2026年が60年目か。

教育部長 単純に60年という数字を引っ張ればそのようになります。60年はあくまでも目安の数字となりますので、何か法的な根拠があるわけでもありません。ですから、最低でもそういった公共施設は60年使っていく中で更新の時期を調整して分散化させていくということが大きな目的です。60年使うことが目的ではなく、長寿命化することによって一時期に集中的に更新をしなくても済むような調整をしようということですので、必ず60年ですべてをやらなくても、すぐに更新しなければいけないものもありますし、何かの改修等を行うことによって60年以上使えることもあると思いますので、そういったことも調整しながら一時期に全部を更新しなくてもいいような年次的な修繕、更新を行っていくような調整が一番大きな趣旨という風にご理解いただきたいと思います。

教育長 目標年数なので必ず60年経ったら使えないというものではないと言われたのですね。予防保全型管理による長寿命化という言葉がよく出てきますが、予防保全型管理に注積が欲しいが説明できるか。

教育部長 予防保全型というのは、建物ですので一定の年数がたてば経年劣化してきますので、それを見込んで早め早めに手を打った管理を行うということで長寿命化を図っていくというものです。

教育長 注積を入れてください。

教育部長 はい。

宮村委員 総合管理計画では、60年を目標にしてそれを基に令和2年2月に個別施設計画を策定したことになっているが、個別施設計画というのは教育委員会がされているのか。

教育部長 個別施設計画につきましては、公共施設の種別によって修理していきましょうという示し方をしています。ですので、学校施設というくくりの中で示されているものでありますので、公共施設

白書に示されているような学校ごとにどこの小学校のどの部分をいつやるかというような示し方ではありません。

教育長 　　つまり令和2年2月の個別施設計画は、予防保全型管理による長寿命化を推進し、耐用年数の延伸を図っているのと併せて、将来的に小学校の給食調理室の更新時については、親子方式の採用の検討を行うとしているというのが個別施設計画そのものですか。

教育部長 　　そのようなことが学校施設については示されています。

教育長 　　親子方式などの採用の検討はしなければならないのか。

教育部長 　　小学校の調理施設については校舎と一体になっているもの、それらの更新を行う際は検討を行うと示されています。

教育長 　　令和2年2月は今年の2月ですが。

教育部長 　　今年の2月に公共施設全体を管理しております契約管財の方でまとめたものです。

教育長 　　契約管財が亀山市中の公共施設について取りまとめている。

大萱委員 　　亀山市の自校式の給食施設で白川小学校と野登小学校と亀山東小学校と井田川小学校の老朽化が問題であり、その中でも野登小学校については監査でも指摘されているが、完全給食を考えていく上で、親子方式も含め考えていかなければならない。③に書かれている耐用年数は現実的には年数を建て替え時期と判断しなくてもよいのではないかと思ったがどうなのか。

教育部長 　　小学校については、小・中という表現にさせていただきたいです。公共施設白書について減価償却の年数をそのまま当てはめているだけですので、必ずしも現実と一致しないところはあります。例えば、関中学校の校舎は令和14年に更新時期と書いてありますが、木造だからこのようになっており現実的にはそんなに早く更新する必要性はないと考えています。減価償却の考え方からいえばということですのでこの年数が全てではないとご理解ください。

大萱委員 　　分かりました。野登小学校給食室、他の亀山東、井田川、白川小学校については老朽化しているが全く建て替える予定がないがどうということか。

教育部長 　　公共施設白書に書かれているものについてお示ししています。亀山東小等は老朽化が進んでいますが、白書の方には切り出してお示ししての記載はありませんでした。

大萱委員 老朽化が進んでいる小学校については亀山東、井田川、白川、野登小で間違いないか。

教育部長 井田川小学校給食室については改修を行っていますが、老朽化している学校については適宜行っていきます。

大萱委員 井田川小学校は全て行っている訳ではないですね。

総務課長 部分的に進めています、耐震の検査等も再度行っていますので施設としてはもちますので、今後、長寿命化を図りながら進めていきます。

大萱委員 給食の在り方を検討する中で把握し計画を長期的に進めていかなければならない。

教育部長 試算ということに関しては、改修費や改修後のランニングコストについて示していこうと思います。今後の施設の見通しも踏まえて検討をお願いします。

教育長 建物更新時期の実情を知っていただくものとなっています。

教育部長 課題把握の部分です。今の実情を示しています。

教育長 衛生基準に支障を来している部分は優先的に年次的に修繕しているということでよいか。

総務課長 そうです。

教育長 では、④の説明をお願いします。

総務課長 (総務課長詳細説明)

教育長 亀山市産を増やして地産地消を増やしたらよいと思うが、生産者と流通業者のバランスを保った結果が年間20回程度である。生産者から仕入れを増やすと市場に支障が出てくる。地域生産者が学校に直接納入すると流通業者の支障も出てくる。地産地消を増やすには県内産を増やしたり、外国産より国内産を使用したりする手法を取り入れていくなどして、持続的かつ安定的に供給できるよう努めているというのが現状です。かめやまっ子給食を増やすことには限界が今のところあります。それを課題と言ってしまえばどこかで支障が出てくるのでこのような書き方がされたと思うのですが何か質問はありますか。

宮村委員 給食を検討する項目の中に取り上げないといけない課題なのか。

教育長 必ずかどうか分かりませんが、例えばセンターを建てて民間になる可能性がゼロとは限らないし、直営にしても地元産の食材を使うことは大事ですよという抑えにはなるのかなと思っています。

教育部長 中学校での給食を実施するには、現在小学校で行っているものと同じような内容と考えた時に、地域産食材という部分については学校給食の強みの部分であると思いますので、整理しておく必要があるということで記載させていただきました。また、今の形に問題があるかという点を示したものではないということです。実情を把握しておくということで入れてあります。

宮村委員 中学校で給食の実施をするとすると、地域生産者が足らなくなる。市場化した方が安くなるといった検討が必要になってくるため、するかしないかの判断にこの項目が重要な課題となるという理解でよいか。

教育部長 かめやまっ子給食について、中学校でも実施していくとなると20回程度という回数をどう調整していくか等問題は出てくるだろうと思います。地域産なのか県内産なのか、それが実施に向けて制約になるということではありませんが、認識をしておく必要があるということでお示ししています。

教育長 亀中、中部中が給食になってかめやまっ子給食にするなら、
1. 5倍の作物を作っていただく必要がある。それは可能かどうかの話はしていかなければならない。亀山の生産者についてはビニールハウスでということではないので、冬に白菜や大根が集中する等、旬の野菜を使う良さはありますが、いつでもじゃがいもや人参が届く訳ではない。

(昼食)

教育長 7ページの⑤から説明をお願いします。

総務課長 (総務課長詳細説明)

教育長 体系的な食育指導をしていくことが課題ですね。

若林委員 (3)の健康の増進の部分で、栄養バランスを含めた、を含めて、に直してください。

宮村委員 7ページの下から4行目、一定数みられるというのはアンケート結果があったか。

総務課長 アンケートの中で、誰がつくっていますかという設問がありました。

宮村委員 デリバリーの中では家庭の事情等で弁当を作ってほしいが無理だという家庭もあると思う。人権的な配慮というかそういう面を見ていく必要があるのではないか。弁当を作ってほしいと言えな

い家庭もあると思うのでそういう部分に配慮することは重要である。

教育長 その人権的な配慮についての文面を入れるということをお願い
します。

若林委員 一定数というのは、明確なものがあるのか。

教育部長 明確なものではありません。何人かいらっしゃいますという意
味で使っています。

教育長 それでは一定数という文言を取ってください。次に（４）をお
願いします。

（総務課長詳細説明）

教育長 デリバリー給食の１食あたりの単価は保護者負担額が除いてあ
ります。喫食率が低すぎると１食あたりの単価が軽く１，０００
円を超えますし、高くなった場合は、１食あたりの単価は５００
円まで下がっていくが固定費も変動費も上がっていくので公費負
担は増すこととなります。３０～５０パーセントに抑えておかな
いと負担的にも厳しくなる。

大萱委員 現状では喫食率は３０パーセントでよいか。

総務課長 はい。

大萱委員 試算は関中も入っているか。

総務課長 入っていません。亀中、中部中で、教職員も含めています。

大萱委員 ３７．５パーセントというのは何か。

総務課長 亀山市の想定する喫食率です。

教育長 一番高い時を想定しています。

宮村委員 経費の合計だが、３，４００万円は市の負担ということか。個
人負担を除いてあるのか。

教育長 そうです。

太田委員 １００パーセントデリバリーだとすると、中学校にデリバリー
給食を保管しておく場所があるのか。

総務課長 現状の施設では入らないです。

太田委員 喫食率がどのくらいなら入るのか。

総務課長 ５０パーセントくらいまでしか入りません。

教育長 数字上の試算にすぎないので、財政負担が大きくなる等のコメ
ントが入っていますが、公費負担の事です。

宮村委員 一方以下のことだが、当然の話で、続いていくという話ですよ

ね。

教育長 30パーセントなら4,300万円かかる。40パーセントなら4,800万円かかりますが、10年続けたら4億8000万円かけていることになるということです。

宮村委員 喫食率が上がったことにより公費負担が増えるということでしょうか。

教育長 デリバリーはデリバリーで毎年4,000万円近くの支出は変わることなく出てきます。

宮村委員 給食を実施しても公費負担は変わらないのか。

教育長 建てる時の初期投資はかかるがランニングコストはそんなにかからない。

総務課長 ランニングコスト等も含めてお話しさせていただきます。

教育長 深い意味はあるのですが、とってもよい。

宮村委員 完全給食とデリバリーのランニングコストの比較は欲しい。

教育長 10年ほど前に20～30年で元が取れるとした記憶がある。長期的に見ればいつかは逆転する。

大萱委員 40パーセントまでは固定費は同じということですね。人件費も同じか。

教育長 そうです。

支出が少ない方向に改善はしてきている。

教育部長 人件費等については喫食数が減れば減らすことも可能となってくると思いますが、減価償却については施設の改修費等については人数が減っても減らせるものではありませんのである程度固定的になってくると思います。

宮村委員 デリバリー給食の導入をするということで喫食率が徐々に下がってきて公費負担の公平性が保てないことが危惧されます、とある。だからといってデリバリーを止めますということにはならないだろう。

教育長 10パーセント台に落ちることを想定していない。落ちればやめたほうがよいと思う。食べている子の肩身が狭くなるから。

宮村委員 たまたま今は想定範囲内で効率の良い状況だが、将来はどうなるか考えなければならない。

教育長 年度末を目途に方向性を出す、ここ2年で10パーセント台になったとすれば市長に掛け合う必要がある。

教育長 最後の1行についてのご意見がありましたらお願いします。

大萱委員 1人あたりに係る喫食率の単価は分かるが、増えていった方が公費負担は大きくなるのではないか。

教育長 大きくなります。

大萱委員 これは契約で変動するのではないのか。どこでもこれぐらいの金額で契約しているということか。

教育長 当初は、固定費、変動費と分けていなかったと思う。

総務課長 26年度の契約から固定経費と年度経費という形の契約に改めております。

大萱委員 何年ごとに契約するのか。

総務課長 3年契約をしております。

大萱委員 見直しができないこともない。それが一番有利な気がする。

総務課長 試算の部分については現契約に基づいたものです。

宮村委員 30パーセントだと1食あたり600円の市の負担となる。公平性の観点からお弁当の方は気の毒である。

教育長 公平性よりも効率が悪い気がする。効率性に変えたらどうか。

太田委員 変動率の経費で建物自体のことだが、50パーセント分しか入らない施設なのであれば、センター方式では建てられないといった文言があるが、デリバリー給食を100パーセントにした場合残りの50パーセント分の施設はどうするのか。その点について記述しなくてもよいのか。100パーセントを想定されるのであれば建物のことを考えた記載が必要なのではないか。

教育部長 数字上では、100パーセントになった際にはこうなるといったものをある程度示せると思いますが、30パーセントで推移しているところをみると現実的に非常に高い50パーセントを超えてくる喫食率になる想定は難しい部分もあるかと思いますが、具体的なお金については、この経費試算からは外させていただきました。

教育長 あとは検討中、整理中ということですね。

教育部長 10ページ以降については、(4)②以降、試算の作業を行っていますので次回お示しします。

宮村委員 資料の中で亀山中の置かれた現状について、敷地や文化財の問題、課題がたくさんあり、試算が難しいと思うが可能なのか。試算の前提条件をシンプルにしないでよいか。

教育部長 試算はある程度の条件のもとでということには必要であると思います。例えば文化財の調査については、市内で行っている文化財調査の1㎡あたりの単価を建物の規模として必要な面積をかけるとか、条件を設定したうえで算出していきます。あくまでも目安の金額ですので、実際の設計額レベルのものは出せませんので、最低かかるであろうレベルのものを今のような一定条件の下でお示ししていくという考えです。

宮村委員 亀中においては自校方式は無理だとか、そういうシンプルなものではどうなのか。

教育部長 現実問題もあるが最終的に判断をいただくために、条件、予算、時間をお示しした上で、先ほどのようなご判断をお願いしたいと思いますので、何か根拠になるものをお出しします。

教育長 多角的な視点で課題を整理するということは教育委員会に課せられたミッションだと思いますので、条件は付けますが、試算をさせていただきます。2月定例会ではこれが埋まるとよいという希望を持っている。3月定例会で教育委員会の一步踏み込んだ方針に仕上げたいと思う。

大萱委員 亀山中学校が移転したらどれくらいかかるのかを出していただけるということでしょうか。また、近隣小学校との連携などはどのように考えているのか。

教育長 今はそのような考えはないです。3つくらいのパターンを置いてみます。今後、これらを修正し、新しいものをお届けします。

1 1. 報告事項

教育長 報告事項1「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針に基づく事業化について」説明を求める。

(参事子課長詳細説明)

大萱委員 すべての園が認定子ども園になるのかと思っていたが、抜本的な課題解消を図る事業の部分で、川崎南保育園や亀山市立みなみ保育園の名前が出てこないが、認定子ども園と保育園が混在しているような将来像があるのか。

参事子課長 今後10年間の想定事業と考えておりますので、基本的には認定こども園化を進めていく大きな考えを持っていますが、10年

間のなかでは喫緊の待機児童解消を図りながら小学校区単位で再編統合していきますので、抜本的な課題解消を図る事業としましては基本的には認定化を考えております。しかしそれ以外の昼生や神辺については、地域性やニーズを考えると優先するのは今後10年ではこのあたりかなと考えます。最終というのは保育、教育の機能を備えた認定化という考えを持っていますのでその整備になってくると思います。今回は概ね10年間を考えていますので優先順位を考えたということです。

大萱委員 将来的には全て認定こども園化するということか。

参事子課長 そうです。

太田委員 幼稚園全体が認定化されることについて、現在行われている幼児教育と認定こども園になった場合の教育との違いはあるのか。

参事子課長 幼児教育と保育の良いところをあわせてやっていくということで、両方の機能を備えたもの、特徴や特質を生かして認定化ということになると思います。

教育長 10年と何度も言っていたが、抜本的な課題解消についてはさらに時間がかかるということか。

参事子課長 この再編方針はおおむね10年を予測しております。当然その中で短期的に効果を発揮させるものと抜本的な課題解消を図るもので分けているのは、抜本的な課題解消の認定化というのは統廃合が必要となるとどうしても時間がかかってしまうので、それと並行してもっと先に事業が実施できるものとして和田保育園や川崎南保育園については事業着手も早いですし、工期も短く済むということで待機児童の受け入れ機能の確保もスムーズに進むと思います。一方で、抜本的なものとしましては時系列に並べれば完成というのは後半になってくると思われます。事業の年度の位置づけとなるのは実施計画の方で検討した上で続けていくことになるだろうと思われます。

教育長 初めの説明で短期的に効果を発揮させる事業の短期とは10年という説明があったが。

参事子課長 全体が10年の中で短期に効果を発揮させるものと、おおむね10年をかけて抜本的に対応を図っていくという2つの考え方があるので、期間の話で言うと短期というのは前半で対応していくイメージで、抜本的の方は後半になってくると思われます。

- 教育長 和田保育園と川崎南保育園の増築は前半の方に手を付けやすいのではないかと思われる。ということは旧法務局裁判所跡地の話は結構進みかけていたが、しばらく放置するのか。
- 参事子課長 現在は実施計画に位置付けられていますが、1年をかけて地域の意見を聞いたように、非常に大きな課題がありまして、どうするのかを近いうちに判断していく段階だろうという風に考えております。
- 教育長 白川小学校区もそこだけ保育機能が無いので、必要性も含めて検討はするということですか。
- 参事子課長 基本的に小学校区の中で保育機能、幼稚園機能がどちらもあるところもある中、白川小学校区のみどちらも無いというのはバランスにおいてはいびつな形になっているところです。ニーズの関係もありますし、特に就学前教育保育施設は小学校区単位で通園するものでもありませんので、そのあたりのニーズを踏まえた検討は必要だろうと考えております。
- 大萱委員 先ほどの説明ですと、10年間の計画において早い時期に短期的に効果を発揮する事業として、10年の後半に同一小学校内の施設の再編や整備は完成するという事で良いのか。白川小学校は10年の間に検討を始めるということによいか。
- 参事子課長 基本的にその考え方で事業化を行っていきたいと思っております。再編を通して想定する事業の実施の規模やタイミングをこの10年間でこれくらいのボリュームのものを短期的に確保できること、長期的、抜本的に整備していくものを予想して進めていきたいと思っております。事業を予算化していくことにおいては、10年間の期間の中で前後していく可能性もあります。待機児童も実際出てきていますので、短期の前半に、来年からでも着手して受け皿確保をしていくべきだと考えておりますので、政策部当局においても事業変更の手続きを進めております。
- 太田委員 待機児童が溢れているが、10年の中で事業を行ったとして、解消されるのか。
- 参事子課長 現在の厚労省の考え方による待機児童については10～20人くらい出ている状況です。これは前半の短期的な対応で、その数は解消していくと考えております。ただし、幼稚園は義務教育ではありませんが、全員が希望のところに行けるのかということに

なると、現在のニーズに対して待機児童が出ている、その人数に対する解消はしていけますが、希望する園に全員が行けるのかとなると最終的には0～5歳までの子全員が入れる受け皿はまた考えていかなければならないと思っています。ただ、家庭の就労環境等において必要度の高い方について待機児童となっているご家庭については短期の事業についても十分対応できると思う。

教育長 事業化に向けて検討ということですので、教育委員会が行っている中学校給食の事業化に向けた検討と少し重なって見えてくる。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「学校法人高田学苑高田短期大学と亀山市との連携・協力に関する協定書の締結について」説明を求める。
(教育部長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「生徒指導について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)

教育長 11月の小学校不登校が中学校より多くなっているが、11月になって30日を超えたということで良いのか。

学校課長 その通りです。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「図書館利用状況について」説明を求める。
(図書館長詳細説明)

大萱委員 今年はいつまで開館するのか。

図書館長 28日、月曜日、夜7時まで開館です。29日から年末年始の休みとさせていただきます。関図書館は月曜日が休館日ですので28日から休館です。

教育長 年末年始の休みはどれだけか。

図書館長 12月29日から1月3日までです。4日は館内整理日として館内で作業をするための休館日です。関図書館は5日から、市立図書館は6日から開館です。

大萱委員 コロナでも変わらないのか。

図書館長 変わりません。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5 「工事及び委託事業の発注状況について」説明を
求める。

(総務課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6 「教育委員会行事報告及び予定表について」説明を
求める。

(総務課長、学校課長、参事生課長雄、図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

11. 閉会

午後1時40分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1 番委員

2 番委員